

○大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和 6 3 年 9 月 2 4 日

規則第 4 3 号

改正 昭和 6 3 年 1 2 月 2 4 日

平成元年 3 月 2 3 日

平成元年 4 月 1 日

平成元年 9 月 1 日

平成元年 1 2 月 2 2 日

平成 2 年 2 月 2 4 日

平成 2 年 3 月 2 7 日

平成 2 年 6 月 1 日

平成 2 年 9 月 1 日

平成 3 年 3 月 2 0 日

平成 3 年 7 月 1 5 日

平成 3 年 9 月 1 7 日

平成 4 年 2 月 1 日

平成 4 年 9 月 2 4 日

平成 5 年 2 月 1 5 日

平成 5 年 1 0 月 1 5 日

平成 6 年 2 月 1 日

平成 6 年 7 月 1 5 日

平成 6 年 1 2 月 1 日

平成 7 年 2 月 1 日

平成 7 年 3 月 2 2 日

平成 7 年 6 月 2 3 日規則第 4 5 号

平成 7 年 8 月 1 5 日規則第 5 9 号

平成 7 年 9 月 2 5 日規則第 6 4 号

平成 8 年 2 月 1 5 日規則第 7 号

平成 8 年 8 月 1 5 日規則第 5 7 号

平成 9 年 1 月 1 6 日規則第 2 号

平成 9 年 2 月 3 日規則第 4 号

平成 9 年 4 月 1 日規則第 4 5 号

平成 9 年 1 0 月 1 5 日規則第 7 8 号

平成 1 0 年 9 月 1 日規則第 6 6 号

平成 1 0 年 9 月 2 5 日規則第 7 1 号

平成 1 0 年 1 2 月 2 2 日規則第 9 1 号

平成 1 1 年 4 月 1 日規則第 4 4 号

平成 1 1 年 7 月 1 5 日規則第 7 5 号

平成 1 2 年 3 月 1 5 日規則第 9 号

平成 1 2 年 3 月 3 1 日規則第 3 1 号

平成 1 2 年 8 月 1 日規則第 8 4 号

平成 1 2 年 9 月 2 5 日規則第 9 3 号

平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日規則第 1 3 2

号

平成 1 3 年 4 月 1 日規則第 3 7 号

平成 1 3 年 5 月 1 5 日規則第 5 5 号

平成 1 3 年 6 月 1 5 日規則第 6 6 号

平成 1 4 年 6 月 2 0 日規則第 6 0 号

平成 1 4 年 1 2 月 2 0 日規則第 1 0 3 号

平成 1 5 年 3 月 3 日規則第 2 0 号

平成 1 5 年 3 月 2 5 日規則第 2 7 号

平成 1 6 年 3 月 2 3 日規則第 1 3 号

平成 1 6 年 1 2 月 2 1 日規則第 8 6 号

平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 2 0 号

平成 1 7 年 9 月 2 9 日規則第 1 0 6 号

平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日規則第 1 3 5

平成18年3月17日規則第34号	平成19年3月30日規則第28号
平成19年8月15日規則第83号	平成20年4月15日規則第46号
平成20年9月19日規則第67号	平成21年1月23日規則第20号
平成21年3月31日規則第89号	平成21年5月1日規則第112号
平成23年1月4日規則第1号	平成23年3月22日規則第27号
平成23年10月1日規則第90号	平成25年3月22日規則第33号
平成25年11月1日規則第111号	平成26年3月14日規則第19号
平成27年1月5日規則第1号	平成28年9月30日規則第89号
平成29年3月31日規則第33号	平成29年4月1日規則第51号
平成29年7月3日規則第87号	平成30年3月15日規則第11号
平成30年6月29日規則第57号	平成31年3月29日規則第25号
令和2年4月1日規則第77号	令和2年10月1日規則第111号
令和3年4月1日規則第48号	令和3年7月1日規則第57号

注 平成6年7月15日規則第38号から条文注記入。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和44年規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（平8規則7・追加）

（公募の方法）

第2条 条例第3条第1項の公募の方法は、次の各号に掲げるもののうち2以上の方法によって行うものとする。

- （1） 新聞
- （2） ラジオ又はテレビジョン
- （3） 市の広報
- （4） 市役所及び支所の掲示板並びに市の区域内の適当な場所における掲示

(5) 前各号のほか、市長が適当と認める方法

- 2 前項の公募に当たって、市長は、市営住宅の名称、所在地、種類、構造、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法、入居可能時期その他必要な事項の概略を公示する。

(平9規則78・一部改正)

(公募の例外)

第3条 条例第3条第2項第7号の規定により市長が入居を募集しようとしている市営住宅に入居しようとする既存入居者は、市営住宅住替申請書(様式第1号)を、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、入居者が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、当該入居を許可するものとする。

- (1) 条例第28条の3第1項の規定により認定された高額所得者でないこと。
- (2) 現に入居している市営住宅に1年以上居住していること。
- (3) 新たに入居する住宅に6か月以上居住する見込みのある者であること。
- (4) 条例第36条第1項各号のいずれにも該当していないこと。

(平9規則78・全改)

第4条 条例第3条第2項第8号の規定により種類が同一の市営住宅を相互に入れ替わって入居しようとする入居者は、それぞれ市営住宅入替入居申請書(様式第2号)を、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(平9規則78・全改)

(入居者の資格に係る障害の程度)

第5条 条例第4条第1項第4号ア(ア)のaの規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第4条第1項第4号ア（ア）のbの規則で定める障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

3 条例第4条第2項第2号の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 身体障害 第1項第1号に規定する程度

（2） 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

（3） 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

4 条例第4条第2項第3号の規則で定める障害の程度は、第2項に規定する程度とする。

（平9規則78・全改、平11規則44・平18規則34・一部改正）

（地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者の資格に係る収入の額）

第5条の2 条例第4条第1項第4号オの規則で定める金額は、158,000円以上487,000円以下（入居者又は同居者のうち主として生計を維持する者の年齢が30歳未満であり、かつ、現に継続的な収入がある場合にあっては123,000円以上487,000円以下）とする。

（平9規則78・全改、平14規則60・平20規則46・平21規則89・一部改正）

（地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅に単身で入居することができる収入の額の範囲）

第5条の3 条例第4条第4項の規則で定める収入の額の範囲は、158,000円から487,000円までとする。

（平9規則78・追加、平20規則46・平21規則89・一部改正）

（入居の申込み）

第6条 条例第6条第1項の規定により入居の申込みをする者（以下「入居申込者」という。）

は、市営住宅入居申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ、入居申込者及び同居し、又は同居しようとする親族に関する次の各号に掲げる書類の提出を求めることができる。

（1） 居住を証する書類

（2） 収入の額を証する書類

（3） 住宅の困窮を証する書類

（4） 市町村税及び国民健康保険料の完納を証する書類

(5) 婚姻（予約を含む。）を証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

3 条例第6条第3項の規定による入居決定者への通知は、市営住宅入居決定通知書（様式第4号）を交付して行うものとする。

（平8規則7・平9規則78・平25規則33・一部改正）

（市長が定める優先的選考対象者）

第7条 条例第7条第2項の市長が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるもの。ただし、他の市町村に永住帰国した後大津市内に転入する者にあつては、市長が特別の事情があると認めた者に限る。

(2) 市営住宅の入居の公募（市営住宅の新築後最初に行うものを除く。）に連続して4回応募し、かつ、そのすべての回において公開抽選に落選した者で、その第4回目に落選した日から1年を経過していないもの

(3) その他市長が特に住宅の困窮度が高いものとして優先的に選考する必要があると認めた者

2 前項第2号に該当する者が優先的選考により入居することができる市営住宅は、その落選した第4回目に申込みをした市営住宅と同一の名称の市営住宅とする。ただし、建替事業等のため建替年度が著しく異なる市営住宅は、この限りでない。

3 第1項第2号に該当していた者が同号に規定する期間の経過により同号に該当しなくなった場合におけるその者の再度の同号への該当に係る入居の申込みの回数の起算は、前回の同号への該当に係る第4回目後の申込みから開始する。

（平9規則78・全改、平12規則132・平17規則106・平18規則34・平26規則19・一部改正）

（入居補欠者への通知）

第8条 市長は、条例第8条の規定により入居補欠者を定めたときは、市営住宅入居補欠決定通知書（様式第5号）により当該入居補欠者に通知するものとする。

（平9規則78・全改、平25規則33・一部改正）

第9条から第12条まで 削除

(平 3 1 規則 2 5)

(入居の手続)

第 1 3 条 条例第 1 0 条第 1 項の請書は、市営住宅入居請書（様式第 6 号）とする。

2 条例第 1 0 条第 4 項の規定により債務保証業者等（同項第 1 号又は第 2 号に該当する者のうち市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）と保証委託契約を締結した入居決定者は、前項の請書に保証委託契約書の写しを添付しなければならない。

3 入居決定者は、条例第 1 0 条第 1 項に定める期間内に請書を提出できない場合において、同条第 2 項の規定により別に入居の手続の期間の指示を求めようとするときは、入居手続遅延理由書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の理由書の提出があった場合において、適当であると認めたときは、条例第 1 0 条第 2 項の規定により入居の手続に係る期間を指示するものとする。

(平 9 規則 7 8 ・全改、平 3 1 規則 2 5 ・令 3 規則 4 8 ・一部改正)

(連帯保証人)

第 1 4 条 条例第 1 0 条第 1 項の連帯保証人は、市町村税を完納しているものでなければならない。

2 市長は、連帯保証人に対し、次の各号に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 市町村税完納証明書

(2) 印鑑証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 連帯保証人の保証に係る極度額は、入居時（条例第 1 2 条の規定による承継の承認、第 6 項の規定による連帯保証人の変更の承認又は第 1 7 条の 2 第 1 項の規定による名義の変更の承認を得た入居者の場合は、これらの承認時）における近傍同種の住宅の家賃（地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅にあつては、別表第 2 に定める家賃）の 1 2 か月分に相当する金額とする。

4 連帯保証人は、入居者が負う家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用から生じる一切の債務に関し、極度額の範囲で当該入居者と連帯して責任を負うものとする。

5 市長は、入居者が届け出た連帯保証人が適当でないと認めるときは、入居者に対し、連帯保証人の変更を命ずることができる。

6 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新たに連帯保証人となる者の連署する連帯保証人変更申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡したとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 連帯保証人が支払った債務の金額が極度額に達したとき。
- (4) 債務保証業者等と締結した保証委託契約が終了したとき。

7 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれかに該当することとなった入居者であつて、市長が連帯保証人を確保することが困難であると認めるものが債務保証業者等と保証委託契約を締結したときは、同項の連帯保証人変更申請書に代えて所定の様式による承認申請書に保証委託契約書の写しを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平9規則78・平31規則25・令2規則77・令3規則48・一部改正)

(入居決定の取消し)

第14条の2 条例第10条第5項の規定による市営住宅の入居の決定の取消しは、市営住宅入居決定取消通知書(様式第9号)を交付して行う。

(平9規則78・追加、平31規則25・令3規則48・一部改正)

(同居の承認)

第15条 入居者は、市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき(出生によるときを除く。)は、市営住宅同居承認申請書(様式第10号)を、同居させようとする親族の収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の入居者の資格を参酌して規則で定める条件は、次の各号のとおりとし、市長は、当該各号のいずれにも該当し、かつ、やむを得ない事情があると認められるときに限り、同居の承認をするものとする。

(1) 同居させようとする親族が配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。)又は3親等以内の親族(養子縁組の予約者を含む。第17条第2項第1号及び第17条の2第3項第1号において同じ。)であること。ただし、その同居が社会通念上不自然な世帯分離又は家族構成でないと認められる場合に限る。

(2) 条例第4条第1項第4号及び第6号の条件を欠くこととならないこと。

(3) 入居者が条例第36条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当していないこと。ただし、同項第2号に該当する場合であっても、同居させようとする者が同居することにより同号の事由を解消できると認められるとき(入居者及び同居させようとする者から文書により滞納家賃の納付の誓約があるときに限る。)は、この限りでない。

(4) 同居させようとする者が、市営住宅の入居者若しくは同居者として条例第36条第1項第1号から第6号までの規定による市営住宅の明渡しの請求を受けたこと（未成年の同居者であった場合等自己の責めに帰することができない事由により明渡しの請求を受けた場合を除く。）又は市営住宅の不法占有者として市営住宅の明渡しの請求を受けたことがないこと。この場合において、これらの請求を受けたことがある場合であっても、当該市営住宅の家賃若しくは家賃相当損害賠償金又は条例第36条第8項に規定する明渡しに要した費用で市が負担したものを（これらの債権が消滅時効にかかる場合にあっては、その時効を援用することなく）全額納付したときは、これらの請求を受けたことがないものとみなす。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、社会通念上同居を認めることが適当であると認められる特別の事情があるときは、同居を承認することができる。

（平7規則59・平9規則78・平17規則106・平20規則67・平27規則1・平31規則25・一部改正）

（入居者等の異動）

第16条 入居者は、入居者又は同居者に出産、死亡（同居の親族の死亡に限る。）、婚姻若しくは養子縁組又は勤務先の変更その他の異動が生じたときは、異動届（様式第11号）により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 同居者は、入居者が死亡し、又は退去したときは、異動届（様式第11号）により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（平9規則78・一部改正）

（入居の承継の承認）

第17条 条例第12条の規定による入居の承継について市長の承認を求めようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書（様式第12号）を、死亡し、又は退去した入居者（以下「被承継者」という。）と入居の承継をしようとする者（以下「承継者」という。）との続柄を証明する書類その他必要な事項を証明する書類を添付して、被承継者の死亡又は退去後速やかに市長に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の入居者の資格を参酌して規則で定める条件は、次の各号のとおりとし、市長は、当該各号のいずれにも該当し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認められるときに限り、入居の承継の承認をするものとする。

(1) 承継者は、被承継者の死亡又は退去の時ににおいて、被承継者の配偶者又は3親等以内の親族（公営住宅にあっては、高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要があると市長

が認めるものに限る。) であること。

(2) 承継者が被承継者の配偶者でない場合にあっては、被承継者の入居の時からその死亡若しくは退居の時まで引き続き同居していた者又はその死亡若しくは退居の時点までの同居期間が1年以上である者であること。

(3) 収入の額が条例第28条の3に規定する額を超えることとならないこと。

(4) 条例第4条第1項第6号の条件を欠くこととならないこと。

(5) 被承継者が条例第36条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当していないこと。ただし、同項第2号に該当する場合であっても、承継者が承継することにより同号の事由を解消できると認められるとき(承継者が文書により被承継者の滞納家賃の債務引受があったときに限る。)は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、社会通念上入居の承継を認めることが適当であると認められる特別な事情があるときは、承継を承認することができる。

4 前2項の規定により入居の承継の承認を受けた承継者は、当該承認の日から15日以内に、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる承継者が債務保証業者等と保証委託契約を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。この場合において、承継者は、同項の請書に保証委託契約書の写しを添付しなければならない。

6 入居の承継は、第4項の請書の提出の日からその効力を生ずる。

(平7規則59・平9規則78・平17規則106・平20規則67・平27規則1・令3規則48・一部改正)

(地域特別賃貸住宅等の入居者の名義の変更)

第17条の2 地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者は、その世帯の生計の中心者の変更等に伴い必要があるときは、市長の承認を得て、同居の親族に入居者の名義を変更することができる。

2 前項の規定により入居者の名義を変更しようとするときは、その入居者は、地域特別賃貸住宅等入居者名義変更申請書(様式第12号の2)を、入居者と名義を変更しようとする者(以下「新名義人」という。)との続柄を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、次の各号のいずれにも該当するとき

は、名義の変更を承認するものとする。

(1) 新名義人が配偶者又は3親等以内の親族であること。

(2) 入居者が条例第36条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当していないこと。

ただし、同項第2号に該当する場合であっても、新名義人が名義を変更することにより同号の事由を解消できると認められるとき（新名義人が文書により入居者の滞納家賃の債務引受があったときに限る。）は、この限りでない。

4 前項の名義の変更の承認に係る新名義人は、当該承認の日から15日以内に、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる新名義人が債務保証業者等と保証委託契約を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。この場合において、新名義人は、同項の請書に保証委託契約書の写しを添付しなければならない。

6 名義の変更は、第4項の請書の提出の日からその効力を生ずる。

（平17規則106・追加、平27規則1・令3規則48・一部改正）

（家賃の額）

第18条 条例第13条第4項の規定により算出した改良住宅の家賃に係る限度額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第13条第5項の規定により市長が定める地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃は、別表第2のとおりとする。

（平9規則78・全改、平15規則27・一部改正）

（地域特別賃貸住宅の家賃の特例）

第18条の2 条例第14条第2項の規定による地域特別賃貸住宅に係る家賃の減額は、別表第3第1号地域特別賃貸住宅の家賃の特例の表のとおり行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による地域特別賃貸住宅の家賃の減額の申請は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの家賃について、市営住宅（地域特別賃貸住宅）家賃減額申請書（様式第12号の3）を、当該年の前年の7月31日までに、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、可否を決定し、市営住宅家賃減額決定通知書（様式第12号の4）により入居者に通知するものとする。

（平11規則75・追加、平17規則106・一部改正）

(特定公共賃貸住宅の家賃の特例)

第19条 条例第14条第3項の規定による特定公共賃貸住宅に係る家賃の減額は、平成39年3月31日までの間、別表第3第2号特定公共賃貸住宅の家賃の特例の表のとおり行うものとする。

2 条例第14条第3項の規定による特定公共賃貸住宅の家賃の減額の申請は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの家賃について、市営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃減額申請書（様式第13号）を、当該年の前年の7月31日までに、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、可否を決定し、市営住宅（特定公共賃貸住宅）家賃減額決定通知書（様式第14号）により入居者に通知するものとする。

(平7規則59・平8規則7・平9規則78・平10規則66・平10規則71・平11規則75・平20規則46・平21規則89・平30規則57・一部改正)

(収入の申告)

第19条の2 条例第14条の2第1項の規定による収入の申告は、収入申告書（様式第15号）を、毎年度市営住宅の団地ごとに市長が定める日までに、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。

2 条例第14条の2第3項の規定による収入の額を認定した旨の通知は、収入認定及び家賃決定通知書（様式第16号）又は収入認定及び家賃決定通知書（改良住宅用）（様式第17号）により行うものとする。

3 入居者は、条例第14条の2第4項の規定により意見を述べるときは、前項の通知があったことを知った日の翌日から起算して15日以内に収入の額の認定に関する意見書（様式第18号）を、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、条例第14条の2第4項の規定により収入の額の認定の更正をしたときは、収入認定額及び家賃更正決定通知書（様式第19号）又は収入認定額及び家賃更正決定通知書（改良住宅用）（様式第20号）により当該入居者に通知するものとする。

(平9規則78・追加、平10規則91・平15規則27・平21規則89・一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第20条 入居者は、条例第15条の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅家賃減免申請書（様式第21号）又は市営住宅家賃徴収猶予申請書（様式第22

号)を、収入の額を証明する書類その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、家賃の減免又は徴収猶予を行う旨の決定をしたときは、市営住宅家賃減免決定通知書(様式第23号)又は市営住宅家賃徴収猶予決定通知書(様式第24号)により当該入居者に通知するものとする。

3 家賃の減免の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 家賃の徴収猶予の期間は、3か月以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

5 入居者は、家賃の減免又は徴収猶予の期間中に減免又は徴収猶予の理由がなくなったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、家賃の減免又は徴収猶予の決定を撤回するものとする。家賃の減免又は徴収猶予の期間中に減免又は徴収猶予の理由がなくなったことを知ったときも、同様とする。

(平9規則78・平17規則106・一部改正)

(家賃の納付方法)

第21条 家賃の納付は、様式第25号による納付書又は口座振替の方法により行うものとする。

(平9規則78・追加、令2規則111・一部改正)

(家賃の督促)

第22条 市長は、入居者が納期限までに家賃を納入しないときは、納期限後20日以内に様式第26号による督促状を発するものとする。

(平9規則78・旧第21条繰下・一部改正、令2規則111・一部改正)

(過誤納金の還付等)

第23条 過誤納に係る家賃その他の徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、これを当該入居者に市営住宅家賃過誤納金還付通知書(様式第27号)により通知し、還付する。

2 前項の規定により過誤納金の還付の通知を受けた者又は既納の徴収金のうちに過誤納金があることを発見した者は、過誤納金の還付を請求しなければならない。ただし、過誤納金の還付の通知に係る金額が100,000円に満たないときは、この限りでない。

3 第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に家賃の未納入があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付を受けるべき者に市営住宅家賃過誤納

金充当通知書（様式第 28 号）により通知のうえ、過誤納金をこれに充当することができる。

（平 9 規則 78・旧第 22 条繰下・一部改正）

（修繕に対する処理）

第 24 条 入居者は、条例第 18 条に規定する修繕事由が生じたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

（平 9 規則 78・一部改正）

（市営住宅を使用しないときの届出）

第 25 条 条例第 21 条の届出は、市営住宅不使用届出書（様式第 29 号）を市長に提出して行うものとする。

（平 9 規則 78・一部改正）

（市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用する場合の承認）

第 25 条の 2 入居者は、条例第 23 条ただし書の規定により、市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、市営住宅一部用途変更承認申請書（様式第 30 号）を、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該市営住宅の管理上の支障の有無を考慮してその可否を決定し、市営住宅一部用途変更承認・不承認通知書（様式第 31 号）により当該入居者に通知するものとする。

（平 9 規則 78・追加）

（模様替え又は増築の承認）

第 26 条 条例第 24 条第 1 項ただし書の規定による増築の承認は、その用途が風呂場又は物置であって、その増築面積が 9.99 平方メートル以下である場合に限り行うものとする。

2 入居者は、条例第 24 条第 1 項ただし書の規定による市営住宅の模様替え又は増築の承認を求めようとするときは、市営住宅模様替え・増築工事承認申請書（様式第 32 号）を、設計書その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該市営住宅の環境、外観その他実情を考慮してその可否を決定し、市営住宅模様替え・増築工事承認・不承認通知書（様式第 33 号）により当該入居者に通知するものとする。

（平 9 規則 78・一部改正）

（収入超過者に対する通知）

第 27 条 条例第 25 条第 1 項又は条例第 28 条第 1 項の規定による収入超過者に対する通知は、

収入超過者となっている事実及び当該市営住宅を明け渡すよう努めなければならない旨その他必要な事項を示して行う。

2 前項の通知は、収入認定及び家賃決定通知書（様式第16号）又は収入認定及び家賃決定通知書（改良住宅用）（様式第17号）に併記して行うものとする。

3 入居者は、条例第25条第2項又は条例第28条第2項の規定により意見を述べようとするときは、収入超過者の認定に関する意見書（様式第18号）を、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（平9規則78・全改、平15規則27・一部改正）

（高額所得者に対する通知）

第28条 条例第28条の3第1項の規定による高額所得者に対する通知は、高額所得者となっている事実及び当該住宅の明渡請求を行うこととなることその他必要な事項を示して行う。

2 前項の通知は、高額所得者認定通知書（様式第34号）により行うものとする。

3 入居者は、条例第28条の3第2項において準用する条例第25条第2項の規定により意見を述べようとするときは、高額所得者の認定に関する意見書（様式第35号）を、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（平9規則78・一部改正）

（高額所得者の明渡期限の延長）

第29条 高額所得者は、条例第29条第4項の規定により当該市営住宅の明渡しの期限の延長を申し出るときは、高額所得者住宅明渡期限延長申出書（様式第36号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第29条第4項の規定による明渡しの期限の延長の期間は、2年以内とする。

3 市長は、第1項の規定による申出があった場合において、明渡期限の延長を認める旨の決定をしたときは、高額所得者住宅明渡期限延長通知書（様式第37号）により、当該高額所得者に通知するものとする。

（平9規則78・一部改正）

（新たに整備される市営住宅への入居）

第30条 入居者は、条例第33条の規定により入居の申出をするときは、市営住宅再入居申出書（様式第38号）を、収入の額を証明する書類その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（平9規則78・全改）

(市営住宅の明渡届)

第31条 条例第35条の規定により住宅を明け渡そうとする者は、市営住宅明渡届（様式第39号）を市長に提出しなければならない。

(平9規則78・旧第41条繰上・一部改正)

(社会福祉法人等による市営住宅の使用の許可)

第32条 条例第37条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 地方公共団体

(2) 医療法人

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益法人

2 条例第37条第1項の規則で定める事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業とする。

(平9規則78・追加、平11規則44・平18規則34・平21規則89・平23規則90・平25規則33・平30規則11・平28規則89・一部改正)

(使用の許可の申請等)

第33条 条例第38条第1項の規定による市営住宅の使用の許可の申請は、市営住宅使用許可申請書（様式第40号）により行うものとする。

2 条例第38条第2項の規定による市営住宅の使用の許可をする旨又は許可をしない旨の通知は、市営住宅使用許可書（様式第41号）又は市営住宅使用不許可決定通知書（様式第42号）により行うものとする。

(平9規則78・追加)

(自動車駐車場の使用の許可)

第34条 条例第46条第1項の規定により駐車場の使用の許可を申請しようとする者は、市営住宅駐車場使用許可申請書（様式第43号）を、使用する自動車の所有者又は使用者を証明できる書類その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第46条第2項の規定により市長の定める選考の方法は、抽選とする。

3 条例第46条第3項に規定する駐車場の使用許可証は、市営住宅駐車場使用許可証（様式第44号）とする。

(平9規則78・追加)

(自動車駐車場の使用料)

第35条 条例第47条第1項の規定により市長が定める駐車場の使用料は、別表第4のとおりとする。

(平9規則78・追加)

(自動車駐車場の使用の許可の取消し及び明渡し of 請求)

第36条 条例第48条第1項の規定により市営住宅の駐車場の使用の許可を取り消すときは、当該駐車場の使用を許可した者に対し、市営住宅駐車場の使用許可取消し及び明渡請求通知書(様式第45号)を発して行うものとする。

(平9規則78・追加)

(自動車駐車場の明渡届)

第37条 入居者は、駐車場を明け渡そうとするときは、市営住宅駐車場明渡届(様式第46号)を市長に対して提出しなければならない。

(平9規則78・追加)

(住宅監理員)

第38条 条例第54条第1項に規定する住宅監理員は、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 市営住宅及び共同施設の管理
- (2) 家賃の徴収及び督促
- (3) 各種申請書等の受理
- (4) 前3号に定めるもののほか、市営住宅及びその環境の維持管理に関し必要な事務

(平9規則78・追加、令2規則77・一部改正)

(住宅管理人)

第39条 条例第54条第2項に規定する住宅管理人(以下「管理人」という。)は、市営住宅の団地ごとに1人を置くものとし、特に市長が必要と認めるときは、団地の住宅戸数に応じて管理人の数を増やすことができる。

- 2 管理人は、市営住宅入居者のうちから市長が委嘱する。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、市営住宅入居者以外の者に委嘱することができる。
- 3 管理人は、条例及び住宅監理員の指揮に従い、市営住宅及びその環境の維持管理に努めなければならない。
- 4 管理人は、次に掲げる事項を発見したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- (1) 市長の承認を得ない市営住宅の用途変更若しくは模様替え等の行為又は無断の同居若しくは退去
 - (2) 市営住宅の維持保存上修繕を必要とする被害
 - (3) 火災、風水害等の非常事態の発生
 - (4) 前3号に定めるもののほか、条例に違反する事項又は市長が指示した事項
- 5 管理人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 管理人の任期は、2年とする。ただし、補欠の管理人の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。
- (1) 疾病のため職務の遂行に支障があると認めるとき。
 - (2) 市営住宅から転出又は転居したとき。
 - (3) 辞任の申出があったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、管理人として適当でないと認めたとき。
- 8 管理人には、別に定めるところにより予算の範囲内で管理人手当を支給する。

(平9規則78・追加、平28規則89・令2規則77・一部改正)

(その他)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

(平9規則78・旧第43条繰上)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 大津市営住宅入居者選考委員会規則（昭和37年規則第9号）
 - (2) 大津市営住宅管理人規則（昭和45年規則第24号）
- 3 この規則の施行の日前に改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により行った手続その他の行為は、この規則の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。

付 則（昭和63年12月24日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月23日）

- 1 この規則中、第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成元年4月1日から施行する。

- 2 第2条の規定による改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、平成元年4月分以後の家賃について適用し、同年3月分以前の家賃については、なお従前の例による。

付 則（平成元年4月1日）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成元年9月1日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、平成元年9月分以後の家賃について適用し、同年8月分までの家賃については、なお従前の例による。

付 則（平成元年12月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年2月24日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年3月27日）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成2年6月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年9月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年3月20日）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の裏の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成3年7月15日）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改定規定は、平成3年8月1日から施行する。

付 則（平成3年9月17日）

- 1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。

- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、平成3年10月分以後の家賃について適用し、同年9月分以前の家賃については、なお従前の例による。

付 則（平成４年２月１日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成４年９月２４日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

２ 改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第４号の規定による市営住宅家賃納付書は、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお平成５年３月分までの市営住宅家賃の納付について使用することができる。

付 則（平成５年２月１５日）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表朝日が丘二丁目団地の項の規定は、平成３年１０月１日から適用する。

付 則（平成５年１０月１５日）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成６年２月１日）

１ この規則は、平成６年４月１日から施行する。ただし、別表中央団地の項の次に西ノ庄第一団地の項を加える改正規定は、平成６年２月１５日から施行する。

２ 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、平成６年４月分以降の家賃について適用し、同年３月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成６年７月１５日）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成６年条例第２４号）の施行の日（平成６年９月１０日）から施行する。

附 則（平成６年１２月１日）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成６年条例第３５号）の施行の日（平成７年１月１日）から施行する。

附 則（平成７年２月１日）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成６年条例第４３号）の施行の日（平成７年４月１日）から施行する。

附 則（平成７年３月２２日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成７年６月２３日規則第４５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 8 月 1 5 日規則第 5 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 2 5 日規則第 6 4 号）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 7 年条例第 4 4 号）別表の改正規定中「

西教寺団地	大津市坂本六丁目16番地	5
-------	--------------	---

」を「

西教寺団地	大津市坂本六丁目16番	24
-------	-------------	----

」に改める部分の施行の日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 1 5 日規則第 7 号）

1 この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 7 年条例第 6 0 号）（別表の改正規定中「

九条団地	大津市坂本七丁目5番他	132
------	-------------	-----

」を「

九条団地	大津市坂本七丁目5番他	25
------	-------------	----

」に改める部分を除く。）の施行の日から施行する。ただし、別表の改正規定中日和団地の項を削る部分は公布の日から、「

九条団地	昭和46年度	18	簡易耐火2階建	59.07	10,570円
	昭和46年度	6	簡易耐火2階建	49.60	8,730円
	昭和46年度	24	中層耐火4階建	47.15	12,420円
	昭和47年度	28	簡易耐火2階建	59.07	10,570円
	昭和47年度	21	簡易耐火2階建	49.60	8,730円
	昭和47年度	3	簡易耐火2階建	67.52	10,570円
	昭和48年度	18	簡易耐火2階建	49.60	8,730円
	昭和49年度	2	簡易耐火2階建	59.07	10,570円
	昭和49年度	9	簡易耐火2階建	49.60	8,730円
	昭和49年度	1	簡易耐火2階建	67.52	10,570円
	昭和50年度	2	簡易耐火2階建	59.07	10,570円

」を「

九条団地	昭和46年度	1	簡易耐火2階建	49.60	8,730円
	昭和46年度	24	中層耐火4階建	47.15	12,420円

」に改める部分は平成8年3月1日から施行する。

- 2 改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第4号に規定する市営住宅家賃納付書及び様式第4号の2に規定する市営住宅家賃督促状は、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成8年8月15日規則第57号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成9年1月16日規則第2号）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成8年条例第35号）中、別表第1西教寺団地の項の次に「

日和団地	大津市坂本六丁目22番	15
------	-------------	----

」を加える改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成9年2月3日規則第4号）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成8年条例第35号）中、別表第1野郷原団地の項の次に「

山の手団地	大津市野郷原二丁目25番他	38
-------	---------------	----

」を加える改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年10月15日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成9年条例第39号）による改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて設置されている市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条第2項、第5条、第5条の2、第6条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条の2、第20条、第27条、第28条、第29条、第30条、第34条、

第35条、第36条及び第37条の規定は適用せず、改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第2項、第5条の2、第6条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条第1項、第20条、第23条、第27条、第28条、第29条、第30条及び第42条の規定は、なおその効力を有する。

3 平成10年4月1日前に旧規則の規定によってした請求、手続きその他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成10年9月1日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年9月25日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月22日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中寺辺団地の項の次に「

南郷団地	22区画	5,250円
------	------	--------

」を加える部分は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成10年条例第43号）別表第7の改正規定中「寺辺団地」を「寺辺団地 南郷団地」に改める部分の施行の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月15日規則第75号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、現に地域特別賃貸住宅に入居している者が平成11年4月1日以後の家賃について条例第14条第2項の規定による減額の申請をしようとする場合にあっては、新規則第18条の2第2項の規定にかかわらず、市営住宅（地域特別賃貸住宅）家賃減額申請書を、平成11年8月31日までに、収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則（平成12年3月15日規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第31号）

- 1 この規則は、平成１２年４月１日から施行する。
- 2 改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第１号、様式第２号、様式第３号、様式第７号、様式第１０号、様式第１１号、様式第１２号、様式第１２号の２、様式第１３号、様式第１５号、様式第１８号、様式第２２号、様式第２９号、様式第３０号、様式第３２号、様式第３５号、様式第３６号、様式第３８号、様式第３９号、様式第４３号及び様式第４６号の規定による申請書等は、改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第１号、様式第２号、様式第３号、様式第７号、様式第１０号、様式第１１号、様式第１２号、様式第１２号の２、様式第１３号、様式第１５号、様式第１８号、様式第２２号、様式第２９号、様式第３０号、様式第３２号、様式第３５号、様式第３６号、様式第３８号、様式第３９号、様式第４３号及び様式第４６号の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。この場合においても、記名し押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成１２年８月１日規則第８４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１２年９月２５日規則第９３号）

この規則は、平成１２年１０月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成１２年１２月２８日規則第１３２号）

この規則は、平成１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１３年４月１日規則第３７号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第９条第３項の規定によりはじめて委嘱される委員の任期は、同条第４項の規定にかかわらず、平成１５年３月３１日までとする。

附 則（平成１３年５月１５日規則第５５号）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成１３年条例第２４号）第１条の規定の施行の日から施行する。ただし、様式第３号、様式第１２号の２、様式第１３号及び様式第３８号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成１３年６月１５日規則第６６号）

この規則は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成１３年条例第２４号）第２条の規定の施行の日から施行する。

附 則（平成１４年６月２０日規則第６０号）

- 1 この規則は、平成１４年７月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第２及び別表第３の規定は、平成１４年７月分以後の家賃について適用し、同年６月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成１４年１２月２０日規則第１０３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年３月３日規則第２０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年３月２５日規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第４の改正規定は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月２３日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１６年１２月２１日規則第８６号）

この規則は、平成１７年２月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月２８日規則第２０号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年９月２９日規則第１０６号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第４の改正規定は、平成１７年１０月１日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第１５条第２項第４号の規定は、この規則（別表第４の改正規定を除く。）の施行前に市営住宅の明渡しの請求を受けた者についても適用する。

附 則（平成１７年１２月２８日規則第１３５号）

- 1 この規則は、平成１８年３月２０日から施行する。ただし、別表第４仰木の里団地の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第４仰木の里団地の項の規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年３月１７日規則第３４号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、別表第４穴太団地の項の改正規定は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年条例第３６号）別表第１穴太団地の項の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日規則第２８号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年８月１５日規則第８３号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成１９年３月分までの平津二丁目団地の入居者に係る家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年４月１５日規則第４６号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第２及び別表第３の改正規定は、平成２０年６月１日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第２及び別表第３の規定は、平成２０年６月分以後の家賃について適用し、同年５月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年９月１９日規則第６７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年１月２３日規則第２０号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第２５号の規定による市営住宅家賃納付書及び様式第２６号の規定による市営住宅家賃督促状は、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成２１年３月３１日規則第８９号）

- 1 この規則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１９条の２及び第３２条の改正規定は公布の日から、様式第３４号の改正規定は平成２６年４月１日から施行する。
- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第５条の２及び第５条の３の規定は、平成２１年４月１日以後の募集に係る入居者の資格について適用し、同日前の募集に係る入居者の資格については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第３の規定は、平成２１年４月１日以後の家賃の減額について適用し、同日前の

家賃の減額については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日において同日前から引き続き地域特別賃貸住宅に入居している者に係る平成22年3月31日までの間の家賃の減額については、なお従前の例による。

- 5 第3項の規定にかかわらず、平成21年4月1日において同日前から引き続き特定公共賃貸住宅に入居している者に係る平成21年9月30日までの間の家賃の減額については、なお従前の例による。

- 6 第3項の規定にかかわらず、前項に規定する者に係る平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間の家賃月額、平成21年9月分の家賃月額と同額とする。

附 則（平成21年5月1日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年1月4日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式第3号により調製した用紙及び様式第38号により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年3月22日規則第27号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第2第2号の表大谷団地の項の改正規定中「6」を「1」に改める部分及び別表第3第2号イの表の改正規定中「1号室、2号室、3号室、4号室、5号室及び」を削る部分は、公布の日から施行する。
- 2 平成23年3月分までの特定公共賃貸住宅大谷団地の入居者に係る家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月1日規則第90号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第33号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

附 則（平成25年11月1日規則第111号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年３月１４日規則第１９号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第７条の改正規定は、同年１０月１日から施行する。

附 則（平成２７年１月５日規則第１号）

この規則は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則（平成２８年９月３０日規則第８９号）

- １ この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。ただし、第３２条の改正規定は、平成３０年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成２９年３月３１日規則第３３号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年４月１日規則第５１号）抄

（施行期日等）

第１条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２９年７月３日規則第８７号）

- １ この規則は、公布の日から施行する。
- ２ この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成３０年３月１５日規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年６月２９日規則第５７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日規則第２５号）

- １ この規則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、別表第４の改正規定及び次項の規定は、同年１０月１日から施行する。
- ２ 改正後の別表第４の規定は、平成３１年１０月分以後の駐車場の使用料について適用し、同年９月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年4月1日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月1日規則第111号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年4月1日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第57号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第18条関係）

（平9規則78・全改、平12規則93・平13規則37・平14規則60・平14規則103・平16規則13・一部改正）

名称	建築年度 (竣工年度)	戸数	構造	専用床面積 (平方メートル)	家賃（月額）
下龍華団地	昭和52年度	3	簡易耐火2階建	72.14	18,330円
	昭和53年度	2	簡易耐火2階建	72.14	18,330円
	昭和53年度	2	簡易耐火2階建	59.06	13,980円
坂本南団地	昭和53年度	2	簡易耐火2階建	58.60	15,540円
	昭和55年度	1	簡易耐火2階建	70.07	19,260円
	昭和57年度	4	簡易耐火2階建	58.60	15,540円
	昭和58年度	4	簡易耐火2階建	58.60	15,540円

	昭和58年度	2	簡易耐火2階建	70.07	19,260円
	昭和60年度	2	簡易耐火2階建	70.07	19,260円
	昭和60年度	2	簡易耐火2階建	58.60	15,540円
	昭和62年度	3	簡易耐火2階建	70.07	19,260円
九条団地	昭和46年度	24	中層耐火4階建	39.40	12,420円
	昭和47年度	1	簡易耐火2階建	49.59	8,730円
笠ノ岡団地	昭和54年度	3	簡易耐火2階建	70.07	19,260円
	昭和54年度	10	簡易耐火2階建	58.60	15,540円
	昭和57年度	4	簡易耐火2階建	58.60	15,540円
	昭和58年度	2	簡易耐火2階建	58.60	15,540円
	昭和60年度	2	簡易耐火2階建	70.07	19,260円
	昭和60年度	2	簡易耐火2階建	58.60	15,540円
皇子が丘第一団地	昭和51年度	16	中層耐火4階建	51.27	23,140円
	昭和51年度	8	中層耐火4階建	39.41	19,310円
	昭和53年度	20	中層耐火5階建	51.27	23,140円
	昭和53年度	8	中層耐火5階建	39.41	19,310円
皇子が丘第二団地	昭和51年度	1	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和52年度	16	中層耐火4階建	51.27	23,140円
	昭和52年度	8	中層耐火4階建	34.91	19,310円
	昭和52年度	4	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和53年度	2	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和53年度	2	簡易耐火2階建	58.40	15,540円
	昭和54年度	6	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和55年度	3	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和56年度	3	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和58年度	6	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和59年度	1	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
	昭和61年度	3	簡易耐火2階建	71.35	19,260円
蟹川団地	昭和63年度	18	中層耐火5階建	54.23	32,500円

昭和第二団地	昭和51年度	19	中層耐火5階建	51.27	23,140円
	昭和51年度	9	中層耐火5階建	39.41	19,310円
	昭和52年度	20	中層耐火5階建	51.27	23,140円
	昭和52年度	10	中層耐火5階建	39.41	19,310円
昭和第三団地	昭和52年度	2	簡易耐火2階建	68.54	18,330円
	昭和53年度	5	簡易耐火平屋建	30.80	13,260円
	昭和53年度	1	簡易耐火2階建	68.54	18,330円
	昭和54年度	1	簡易耐火2階建	68.54	18,330円
	昭和54年度	1	簡易耐火2階建	83.01	18,330円
	昭和55年度	3	簡易耐火2階建	68.54	18,330円
	昭和56年度	1	簡易耐火2階建	83.01	18,330円
	昭和57年度	1	簡易耐火2階建	68.54	18,330円
	昭和57年度	1	簡易耐火2階建	83.01	18,330円
栗津第一団地	昭和37年度	32	中層耐火4階建	30.78	8,700円
	昭和38年度	32	中層耐火4階建	30.78	9,100円
	昭和40年度	48	中層耐火4階建	36.25	9,500円

別表第2（第18条関係）

（平9規則78・全改、平13規則55・平13規則66・平14規則60・平20規則46・平23規則27・一部改正）

（1）地域特別賃貸住宅

名称	建築年度（竣工年度）	戸数	構造	専用面積 （平方メートル）	家賃 （月額）
中央二丁目団地	昭和63年度	1	中層耐火5階建	75.96	76,000円
	昭和63年度	4	中層耐火5階建	75.93	80,000円
	昭和63年度	2	中層耐火5階建	90.98	98,000円

（2）特定公共賃貸住宅

名称	建築年度（竣工年度）	戸数	構造	専用面積 （平方メートル）	家賃 （月額）
----	------------	----	----	------------------	------------

				ル)	
仰木の里団地	平成13年度	4	中層耐火4階建	54.99	67,000円
	平成13年度	16	中層耐火4階建	69.00	81,000円
	平成13年度	3	中層耐火4階建	78.98	87,500円
大谷団地	平成13年度	1	耐火2階建	70.51	68,000円
平津二丁目団地	平成7年度	18	中層耐火3階建	76.44	68,000円

別表第3（第18条の2、第19条関係）

（平21規則89・全改、平23規則27・一部改正）

(1) 地域特別賃貸住宅の家賃の特例

中央二丁目団地の入居者に係る減額後の家賃月額

号室	入居者の区分			
	第1区分（収入の額が186,000円以下の者）	第2区分（収入の額が186,000円を超え214,000円以下の者）	第3区分（収入の額が214,000円を超え259,000円以下の者）	第4区分（収入の額が259,000円を超え313,000円以下の者）
101号室	58,900円	60,800円	64,600円	68,400円
201号室、202号室、 301号室及び302号室	62,000円	64,000円	68,000円	72,000円
401号室及び402号室	76,000円	78,400円	83,300円	88,200円

(2) 特定公共賃貸住宅の家賃の特例

ア 仰木の里団地の入居者に係る減額後の家賃月額

号室	入居者の区分			
	第1区分（収入の額が186,000円以下の者）	第2区分（収入の額が186,000円を超え214,000円以下の者）	第3区分（収入の額が214,000円を超え259,000円以下の者）	第4区分（収入の額が259,000円を超え313,000円以下の者）
107号室、207号室、 307号室及び407号室	53,600円	57,000円	60,300円	63,700円
108号室、109号室、	64,800円	68,900円	72,900円	77,000円

110号室、111号室、 208号室、209号室、 210号室、211号室、 308号室、309号室、 310号室、311号室、 408号室、409号室、 410号室及び411号室				
112号室、212号室及 び312号室	70,000円	74,400円	78,800円	83,200円

イ 大谷団地の入居者に係る減額後の家賃月額

棟及び号室	入居者の区分			
	第1区分（収入の額 が186,000円以下の 者）	第2区分（収入の額 が186,000円を超え 214,000円以下の 者）	第3区分（収入の額 が214,000円を超え 259,000円以下の 者）	第4区分（収入の額 が259,000円を超 え313,000円以下 の者）
D棟 6号室	54,400円	57,800円	61,200円	64,600円

ウ 平津二丁目団地の入居者に係る減額後の家賃月額

号室	入居者の区分			
	第1区分（収入の額 が186,000円以下の 者）	第2区分（収入の額 が186,000円を超え 214,000円以下の 者）	第3区分（収入の額 が214,000円を超え 259,000円以下の 者）	第4区分（収入の額 が259,000円を超 え313,000円以下 の者）
101号室、102号室、 103号室、104号室、 105号室、106号室、 201号室、202号室、 203号室、204号室、 205号室、206号室、	54,400円	57,800円	61,200円	64,600円

301号室、302号室、 303号室、304号室、 305号室及び306号室				
--	--	--	--	--

別表第4（第35条関係）

（平9規則78・全改、平10規則91・平12規則9・平12規則84・平13規則55・平13規則66・平14規則60・平15規則27・平16規則86・平17規則106・平17規則135・平18規則34・平21規則112・平25規則111・平26規則19・平29規則33・平31規則25・一部改正）

駐車を設置する市営住宅の名称	区画数	使用料（月額）
高城団地	10区画	2,200円
和邇団地	12区画	2,200円
伊香立団地	4区画	1,100円
仰木の里団地	50区画	5,500円
西教寺前団地	24区画	1,100円
日和団地	15区画	1,100円
坂本団地	30区画	1,100円
坂本第二団地	24区画	1,100円
坂本第三団地	9区画	1,100円
坂本第四団地	18区画	1,100円
坂本一丁目団地	31区画	5,500円
唐崎駅前団地	95区画	5,500円
唐崎駅前第二団地	42区画	5,500円
穴太団地	163区画	5,500円
神宮団地	40区画	5,500円
二本松団地	10区画	5,500円 ただし、区画番号10番は、3,300円
大谷団地	29区画	5,500円
蟹川団地	13区画	5,500円

朝日が丘団地	14区画	5,500円
朝日が丘二丁目団地	18区画	5,500円
中央団地	5区画	11,000円 ただし、区画番号4番は、8,800円
西ノ庄第一団地	24区画	5,500円
膳所団地	42区画	5,500円
御殿浜第一団地	26区画	5,500円
栗津第一団地	68区画	5,500円 ただし、区画番号68番は、3,850円
秋葉台団地	32区画	5,500円
別保三丁目団地	11区画	5,500円
蛭谷団地	20区画	5,500円
蛭谷第二団地	6区画	5,500円
寺辺団地	20区画	5,500円
南郷団地	38区画	5,500円
田上団地	17区画	1,100円
田上第二団地	10区画	1,100円
野郷原団地	27区画	5,500円
山の手団地	38区画	5,500円
一ツ松団地	16区画	5,500円
九条団地	11区画	1,100円
中央二丁目団地	4区画	12,100円
平津二丁目団地	18区画	5,500円

様式第1号(第3条関係)

市 営 住 宅 住 替 申 請 書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

団地 棟 号室

申請者 氏名

電話番号

市営住宅の住替えを、次のとおり申請します。

住替えを希望する先の住宅	団地 棟 号室
--------------	---------

申請者の世帯の状況	続柄	氏 名	生年月日	職 業 又 は 勤 務 先	所持金額	身体 の 状 況
	本人					
住 替 え を 希 望 す る 理 由						
(注) 1 世帯全員の収入の額を証明する書類を添付してください。 2 新たに入居する住宅に6か月以上居住する見込みのある者に限ります。						
※調査員の意見						
※処 理						

- (注) 1 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。
- 2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

市営住宅入替入居申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所 _____

団地 棟 号室

申請者 氏 名 _____ 印

電話番号 _____

市営住宅の入替入居を次のとおり申請します。

入替えを希望する先の住宅	団地 棟 号室
--------------	---------

申請者の世帯の状況	続柄	氏 名	生年月日	職 業 又 は 勤 務 先	所持金額	身体 の 状 況
	本人					
入替入居を希望する理由						
(注) 1 世帯全員の収入の額を証明する書類を添付してください。 2 新たに入居する住宅に6か月以上居住する見込みのある者に限ります。						
※調査員の意見						
※処 理						

- (注) 1 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。
- 2 ※の欄には、記入しないでください。

(表)

抽選 番号		補欠 番号	
----------	--	----------	--

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日
申込団地名 団地 号棟 号室
申込回数(今回を含む) 回

(宛先)

大津市長

下記のとおり相違ありませんので、市営住宅の入居を申し込みます。

なお、調査の結果、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるときその他入居資格を満たさないときは、この申込みは無効となり申込者が失格となっても異議を申し立てないことを誓約します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

申込者 住 所
氏 名 印
電話番号

本人及び同居親族	続柄	氏 名	生年月日	勤務先又は職業	所 得 金 額
	本人				
別 養 居 居 扶 族					
申 込 理 由	次に該当するものの□の中にレ印をつけてください。 ☐ 非住家屋に居住し、保安上危険又は衛生上有害な状態である。 ☐ 他の世帯と同居又は住居がないため親族と別居している。 ☐ 住宅の規模若しくは間取又は世帯構成の関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態である。(間取り) ☐ 正当な理由による立退き要求を受けている。(契約切れを除く。) ☐ 住宅がないため、遠距離から通勤をしている。(片道 時間) ☐ 結婚したいが住宅がない。 ☐ 高額家賃を払っている。 (月額家賃 円 更新料(年) 円) ☐ 以上のほか現に住宅に困窮している。() ☐ 特定公共賃貸住宅の入居を申込み場合の理由() ☐ 市営住宅の建替・用途廃止に伴う住替え				
※調 査 日		年 月 日		調 査 員	
※備考					

(注) ※の欄には、記入しないでください。

(裏)

収 入 月 額 計 算 書

所 得 金 額 ()円	-	{ 給 与 年 金 控 除 (100,000円× 人)	+	同居・別居親族扶養控除 (380,000円× 人)	
+	老 人 扶 養 控 除 (100,000円× 人)	+	16歳以上23歳未満の者 に 係 る 扶 養 控 除 (250,000円× 人)	+	障 害 者 控 除 (270,000円× 人)
+	特 別 障 害 者 控 除 (400,000円× 人)	+	寡 婦 控 除 (270,000円× 人)	+	ひ と り 親 控 除 (350,000円× 人)

÷12= 収 入 月 額
[] 円

(注) 「所得金額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第2編第2章第1節から第3節までの例により算出したものをいう。

現在居住中の住居の間取図



最寄り駅から現住所付近までの見取図
(できる限り詳細に書いてください。)

様式第4号(第6条関係)

市営住宅入居決定通知書

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居については、次のとおり決定します。

1 入居を決定した住宅

住 宅 名	団地 棟 号室		
所 在 地			
家 賃	月 額	円	ただし、大津市営住宅の設置及び管理に関する 条例第13条第1項又は第16条の規定により、家賃 を変更することがあります。
入 居 者 数	人		

2 入居者

続 柄	氏 名	生年月日	備 考

3 決定の条件

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例及び大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を厳守すること。

4 注意事項

この通知を受けた日から15日以内に請書を提出すること。

様式第5号(第8条関係)

市営住宅入居補欠決定通知書

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申込みのあった市営住宅の入居について、選考の結果、次のとおり入居補欠者に決定されましたので通知します。

記

1 入居申込団地 団地 棟 号室

2 補欠入居順位 番

3 補欠の有効期間は、入居決定者の入居手続が完了した時に終了します。

なお、上記の住宅の入居決定者が、入居の決定の通知を受けた日から15日以内(やむを得ない事情によりその期間内に入居の手続ができないときは、市長が別に指示する期間内)に入居を辞退したとき、又は入居の手続をしない等により入居の決定を取り消されたときは、入居補欠者の入居順位に従い入居者として決定し通知します。

市 営 住 宅 入 居 請 書

収入
印紙

(宛先)

大津市長

入居決定住宅	所 在 地				住宅名	団地	号棟	号室
	建 築 年 度	年 度	構 造	階 建		面 積	㎡	
	家 賃	月 額 円						
入居者及び同居者	氏 名	続 柄		生 年 月 日		職業(勤務先)及び所在地		
		本人						

上記のとおり市営住宅の入居の決定を受けましたので、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示を堅く守り、違反しないことを誓約いたします。

万一、市営住宅の返還の届出をせずに退去した場合には、残した財産を市が処分されることを承諾します。

なお、入居者及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときその他入居資格を失ったときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、入居後においても、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

年 月 日

入居者 住 所

氏 名

㊞

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、入居者と連帯して、当該入居者が負う家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用から生じる一切の債務を履行することを保証します。

連 帯 保 証 人	住所	生 年 月 日	
	氏名 ㊞	職業又は勤務先	
	電話	入居者との続柄	
極 度 額	金 円		
添 付 書 類	連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3か月以内のものに限る。) 連帯保証人の市町村税納税(完納)証明書		
緊 急 連 絡 先	住所	生 年 月 日	
	氏名 ㊞	職業又は勤務先	
	電話	入居者との続柄	

(注) 1 連帯保証人は、市内に住所を有する者であること。

2 緊急連絡先は、近隣に住所を有し、市と速やかに連絡のとれる者であること。

(裏)
遵 守 事 項

- 1 家賃を滞納しないこと。
- 2 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号。以下「条例」という。)第25条第1項又は第28条第1項の規定に該当する収入超過者の認定を受けた場合においては、当該住宅を明け渡すよう努力すること。
- 3 条例第25条第1項又は第28条第1項の規定に該当する場合は、収入超過者の家賃又は割増賃料を納付すること。
- 4 条例第14条の2第1項に規定する収入に関する報告義務を励行すること。
- 5 条例第19条第1項に掲げる電気、ガス、水道及び下水道の使用料等の費用は、入居者が負担すること。
- 6 市営住宅を転貸し、又はその使用权を譲渡しないこと。
- 7 条例第23条ただし書及び条例第24条第1項ただし書の規定により、市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用するとき、又は市営住宅の模様替えをし、若しくは増築するとき、市長の承認を受けること。
- 8 市営住宅又は共同施設を善良なる管理者の注意義務をもって保管すること。
- 9 条例第29条の規定に該当し、市営住宅の明渡しを請求されたときは、速やかに市営住宅を明け渡すこと。
- 10 市営住宅を引続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出ること。
- 11 市営住宅の鍵を受領した日から家賃の支払義務が生じることを了解すること。
- 12 住宅明渡し時の畳の表替え及び襖の張替えは入居者が行うこと。
- 13 その他条例及び同条例施行規則(昭和63年規則第43号)並びにこれらに基づく指示に従うこと。

様式第7号(第13条関係)

入 居 手 続 遅 延 理 由 書

年 月 日

(あて先)
大津市長

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

年 月 日付けの市営住宅入居決定書を受領しましたが、次の理由により15日以内に入居の手続きができないため、別に入居手続きの期間の指示を求めます。

入居の決定を受けた住宅	団地棟号室
入居手続遅延理由	

(注) 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第8号(第14条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 申 請 書

年 月 日

(宛先)
大津市長

(申請者) 住 所 _____
団地名 _____ 団地 棟 号室 _____
氏 名 _____ ㊞
電話番号 _____

連帯保証人の変更について、次のとおり申請します。

旧連帯保証人 _____

新連帯保証人 _____

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、申請者と連帯して、当該申請者が負う家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用から生じる一切の債務を履行することを保証します。

連 帯 保 証 人	住所	生 年 月 日	
	氏名 ㊞	職業又は勤務先	
	電話	入居者との続柄	
極 度 額	金 円		
添 付 書 類	連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3か月以内のものに限る。) 連帯保証人の市町村税納税(完納)証明書		

(注) 連帯保証人は、市内に住所を有する者であること。

様式第9号(第14条の2関係)

市営住宅入居決定取消通知書

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で通知した市営住宅の入居の決定について、下記の理由により、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第10条第5項の規定に基づき取り消すことに決定しましたので通知します。

記

- 1 入居決定を取り消す住宅 団地 棟 号室
- 2 入居決定を取り消す理由

市 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所

(申請者) 団 地 名 団地 棟 号室

氏 名 ㊦

電話番号

次の者を市営住宅に同居させたいので、その承認を申請します。

なお、同居させようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときその他同居の要件を満たさないときは、不承認となっても異議を申し立てず、同居の承認後にあつては速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

同居を希望する者	入居者との続柄	生年月日	現住所	勤務先	所得額
同居期間	年 月 日から 年 月 日まで				
理 由					
※調査員の意見					
※処 理					

(注) 1 同居させる者の収入の額を証する書類及び戸籍謄本を添付してください。
2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第11号(第16条関係)

異 動 届

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所

団 地 名 団地 棟 号室

氏 名 印

電話番号

入居者又は同居者に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者氏名	続柄	生年月日	移転先住所	異動事由
				出生・婚姻・死亡 転出・その他
				出生・婚姻・死亡 転出・その他
				出生・婚姻・死亡 転出・その他
異動年月日	年 月 日			
異動の理由				

(注) 1 異動の事実を証する書類(住民票、戸籍謄本等)を添付してください。
2 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第12号(第17条関係)

市営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者) 住 所
団 地 名 団地 棟 号室
氏 名 印
電話番号

市営住宅の入居の承継をしたいので、次のとおり申請します。

なお、承継者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときその他入居の承継の要件を満たさないときは、不承認となっても異議を申し立てず、承認後にあっては速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

	氏 名	生 年 月 日	異 動 年 月 日 死 亡 ・ 退 去 の 別	被承継者との 続 柄
被 承 継 者				本 人
承 継 者 (申 請 者)			_____	
承 継 理 由				
調査員の意見				
添付書類 戸籍謄本・住民票など、被承継者と承継者(申請者)との続柄がわかるもの				

(注) 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第12号の2(第17条の2関係)

地域特別賃貸住宅等入居者名義変更申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

(申請者)
団地名 団地 棟 号室
氏 名 印
電話番号

地域特別賃貸住宅等の入居者の名義を変更したいので、次のとおり申請します。

なお、新名義人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときその他名義の変更の要件を満たさないときは、不承認となっても異議を申し立てず、承認後にあつては速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

	氏 名	生 年 月 日	旧名義人との続柄
旧名義人(申請者)			本 人
新名義人			
変更理由			
調査員の意見			
1	添付書類	戸籍謄本・住民票など、旧名義人(申請者)と新名義人との続柄が分かるもの	
2		正当な理由がなく、名義人の変更を繰り返すことはできません。	

(注) 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第12号の3(第18条の2関係)

市営住宅(地域特別賃貸住宅)家賃減額申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条第2項及び同条例施行規則第18条の2第2項の規定により、前年(年1月1日から同年12月31日まで)の収入を次のとおり申告し、家賃の減額を申請します。

住宅名	団地	棟・号	棟	号室	月額家賃	円
-----	----	-----	---	----	------	---

氏 名	続柄	生年月日	職 業 及 び 勤 務 先	所 得 金 額	備 考
本人及び同居親族	本人			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
別居扶養親族				円	
				円	
				円	
				円	

(注)

1 「所得金額」とは、所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例により算出したものをいいます。

2 収入証明書(市町村等の発行する所得証明書等収入の額を証する証書)を添付してください。

3 入居者、同居親族及び別居扶養親族が所得税法にいう老人扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦若しくはひとり親又は16歳以上23歳未満の扶養親族に該当する場合には、備考欄にその旨を記入してください。

控除額の計算

給 与 年 金 控 除
(100,000円× 人)

+

同居・別居親族扶養控除
(380,000円× 人)

+

老 人 扶 養 控 除
(100,000円× 人)

+

16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除
(250,000円× 人)

+

障 害 者 控 除
(270,000円× 人)

+

特 別 障 害 者 控 除
(400,000円× 人)

+

寡 婦 控 除
(270,000円× 人)

+

ひ と り 親 控 除
(350,000円× 人)

=

円

所得金額合計(①)	円	控除額合計(②)	円
収 入 月 額 〔①－②÷12〕			円

(注) 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第12号の4(第18条の2関係)

年 月 日

様

大津市長



市営住宅(地域特別賃貸住宅)家賃減額決定通知書

年 月 日付けで提出のあった家賃減額申請書及び当市が実施した調査により、収入金額(同居親族の収入も合算)を認定し、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第18条の2第3項の規定による家賃の減額について、次のとおり決定しましたので通知します。

家賃月額	円
------	---

氏 名	所得金額	控除額(B)	収入月額
	円		[(A-B)÷12]
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
所得金額合計(A)	円	円	円

家賃減額の適否判定	適 ・ 否
減 額 後 の 家 賃 月 額	円
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第13号(第19条関係)

市営住宅(特定公共賃貸住宅)家賃減額申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条第3項及び同条例施行規則第19条第2項の規定により、前年(年1月1日から同年12月31日まで)の収入を次のとおり申告し、家賃の減額を申請します。

住宅名	団地	棟・号	棟	号室	月額家賃	円
氏	名	続柄	生年月日	職 業 及 び 勤 務 先	所 得 金 額	備 考
本人及び同居親族		本人			円	
					円	
					円	
					円	
					円	
別居扶養親族					円	
					円	
					円	
					円	

(注)
1 「所得金額」とは、所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例により算出したものをいいます。
2 収入証明書(市町村等の発行する所得証明書等収入の額を証する証書)を添付してください。
3 同居者、同居親族及び別居扶養親族が所得税法にいう老人扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦若しくはひとり親又は16歳以上23歳未満の扶養親族に該当する場合には、備考欄にその旨を記入してください。

控除額の計算

給 与 年 金 控 除 (100,000円× 人) + 同居・別居親族扶養控除 (380,000円× 人) + 老 人 扶 養 控 除 (100,000円× 人) + 16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除 (250,000円× 人) + 障 害 者 控 除 (270,000円× 人) + 特 別 障 害 者 控 除 (400,000円× 人) + 寡 婦 控 除 (270,000円× 人) + ひ と り 親 控 除 (350,000円× 人) = _____ 円

所得金額合計(①)	円	控除額合計(②)	円
収 入 月 額	[①－②÷12]		円

(注) 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第14号(第19条関係)

年 月 日

様

大津市長



市営住宅(特定公共賃貸住宅)家賃減額決定通知書

年 月 日付けで提出のあった家賃減額申請書及び当市が実施した調査により、収入金額(同居親族の収入も合算)を認定し、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第19条第3項の規定による家賃の減額について、次のとおり決定しましたので通知します。

家賃月額	円
------	---

氏名	所得金額	控除額(B)	収入月額
	円		[(A-B)÷12]
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
所得金額合計(A)	円	円	円

家賃減額の適否判定	適 ・ 否
減額後の家賃月額	円
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第15号(第19条の2関係)

(住宅課使用欄)

番号確認	身元確認

収 入 申 告 書

(宛先)
大津市長

年 月 日

私及び同居者の前年中(1月1日から12月31日まで)の収入について、次のとおり証明書を添付の上、申告します。

住 宅 番 号	
住 宅 名	
氏 名	㊟
電 話 番 号	

(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	所得金額	個人番号(マイナンバー) ※1										同意 ※2	備考

※1 前年までに個人番号を提出済みの方は、「※」が印字されています。個人番号が未提出の場合は空欄です。

※2 既に提出している個人番号による所得の確認に同意する場合は、同意欄の□の中にレ印をつけてください。

給与年金	一般扶養	老人扶養	特定扶養	障害者	特別障害者	寡婦	ひとり親

(注)1 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

2 別紙の案内を熟読の上、記入・提出してください。

様式第16号(第19条の2、第27条、第28条関係)

収入認定及び家賃決定通知書

年 月 日

様

大津市長



次のとおり、あなたの収入金額を認定し、年度の家賃の額を決定しましたので通知します。

なお、この決定について意見のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して15日以内に別紙収入の額の認定に関する意見書又は収入超過者の認定に関する意見書を提出することができます。

団地	棟	号室	年 月 日	入居
----	---	----	-------	----

・認定の内容

収入のある方	所得金額	控 除		額
	円	給 与 年 金 控 除		円
	円	同 居 ・ 扶 養 控 除		円
	円	老 人 ・ 老 人 配 偶 者 控 除		円
	円	16歳以上23歳未満の者に 係 る 扶 養 控 除		円
	円	障 害 者 控 除		円
	円	特 別 障 害 者 控 除		円
	円	寡 婦 控 除		円
	円	ひ と り 親 控 除		円
所得金額合計(A)	円	控 除 額 合 計(B)		円

・収入月額 円

[収入月額=(所得金額合計(A)-控除額合計(B))÷12]

・収入超過者の認定の有無 (有 ・ 無)

・ 年度家賃額(年 月分～ 年 月分)

本 来 家 賃	収入超過者 家 賃	高額所得者 家 賃	負担調整によ り減額する額	減額後家賃月額 (決定家賃)
円	円	円	円	円

・収入超過者の義務について

収入超過者は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第26条及び第27条の規定により、住宅明渡努力義務及び収入超過者の家賃の納付義務が発生します。

様式第17号(第19条の2、第27条関係)

収入認定及び家賃決定通知書
(改良住宅用)

年 月 日

様

大津市長



次のとおり、あなたの収入金額を認定し、 年度の家賃の額を決定しましたので通知します。

なお、この決定について意見のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して15日以内に別紙収入の額の認定に関する意見書又は収入超過者の認定に関する意見書を提出することができます。

団地	棟	号室	年 月 日	入居
----	---	----	-------	----

・認定の内容

収入のある方	所得金額	控 除	額
	円	給 与 年 金 控 除	円
	円	同 居 ・ 扶 養 控 除	円
	円	老 人 ・ 老 人 配 偶 者 控 除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に 係 る 扶 養 控 除	円
	円	障 害 者 控 除	円
	円	特 別 障 害 者 控 除	円
	円	寡 婦 控 除	円
	円	ひ と り 親 控 除	円
所得金額合計(A)	円	控 除 額 合 計(B)	円

・収入月額 円

[収入月額=(所得金額合計(A)-控除額合計(B))÷12]

・収入超過者の認定の有無 (有 ・ 無)

・ 年度家賃額(年 月分～ 年 月分)

本 来 家 賃	割 増 賃 料	負 担 調 整 に よ り 減 額 す る 額	減額後家賃月額 (決定家賃)
円	円	円	円

・収入超過者の義務について

収入超過者は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第28条及び第28条の2の規定により、住宅明渡努力義務及び割増賃料の納付義務が発生します。

様式第18号(第19条の2、第27条関係)

収入の額
収入超過者 の認定に関する意見書

年 月 日

(あて先)
大津市長

(申請者)
住 所
団地名
氏 名
電話番号

印

先に 収入の額
収入超過者 の認定の通知を受けましたが、下記事由により収入月額
の認定の見直しを申し出ます。

記

(変更する者のみ記入してください。)

続 柄	氏 名	生 年 月 日	変 更 発 生 年 月 日	変 更 理 由
※処理				

(注) 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第19号(第19条の2関係)

年 月 日

様

大津市長 印

収入認定額及び家賃更正決定通知書

年 月 日付けで申出のあった収入の認定に関する意見又は収入超過者の認定に関する意見の内容について審査した結果、次のとおり更正したので通知します。

団地 棟 号室	年 月 日 入居
---------	----------

・認定の内容

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給 与 年 金 控 除	円
	円	同 居 ・ 扶 養 控 除	円
	円	老 人 ・ 老 人 配 偶 者 控 除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	障 害 者 控 除	円
	円	特 別 障 害 者 控 除	円
	円	寡 婦 控 除	円
	円	ひ と り 親 控 除	円
所得金額合計(A)	円	控 除 額 合 計 (B)	円

- ・収入月額 円
〔収入月額＝(所得金額合計(A)－控除額合計(B))÷12〕
- ・収入超過者の認定の有無 (有 ・ 無)
- ・ 年度家賃額(年 月分～ 年 月分)

本来家賃	収入超過者家賃	高額所得者家賃	負担調整により減額 する額	減額後家賃月額 (決定家賃)
円	円	円	円	円

上記のとおり更正しました。

- ・収入超過者の義務について
収入超過者は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第26条及び第27条の規定により、住宅明渡努力義務及び収入超過者の家賃の納付義務が発生します。

様式第20号(第19条の2関係)

年 月 日

様

大津市長 印

収入認定額及び家賃更正決定通知書
(改良住宅用)

年 月 日付けで申出のあった収入の認定に関する意見又は収入超過者の認定に関する意見の内容について審査した結果、次のとおり更正したので通知します。

団地 棟 号室	年 月 日 入居
---------	----------

・認定の内容

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給 与 年 金 控 除	円
	円	同 居 ・ 扶 養 控 除	円
	円	老 人 ・ 老 人 配 偶 者 控 除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	障 害 者 控 除	円
	円	特 別 障 害 者 控 除	円
	円	寡 婦 控 除	円
	円	ひ と り 親 控 除	円
所得金額合計(A)	円	控 除 額 合 計 (B)	円

- ・収入月額 円
〔収入月額＝(所得金額合計(A)－控除額合計(B))÷12〕
- ・収入超過者の認定の有無 (有 ・ 無)
- ・ 年度家賃額(年 月分～ 年 月分)

本来家賃	割増賃料	負担調整により減額する額	減額後家賃月額 (決定家賃)
円	円	円	円

上記のとおり更正しました。

- ・収入超過者の義務について
収入超過者は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第28条及び第28条の2の規定により、住宅明渡努力義務及び割増賃料の納付義務が発生します。

様式第21号(第20条関係)

市営住宅家賃減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所
申 請 者 団地 棟 号
氏 名 印
電話番号

次の事由により、市営住宅の家賃の減免を申請します。

現 在 の 家 賃	円
減 免 希 望 期 間	年 月 から 年 月 まで
減免を受けようとする理由	

- (注)1 収入のある者が退職等によって収入が減少した場合は、収入が減少したことが分かる書類(離職票、退職証明書等)を添付してください。
- 2 入居者又は同居者の転出、死亡等により収入月額が減少する場合は、この申請書のほかに「異動届」の提出が必要です。
- 3 税の修正申告により収入月額が減少する場合は、修正申告後の所得証明書を添付してください。
- 4 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第22号(第20条関係)

市営住宅家賃徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所
申 請 者 団地 棟 号
氏 名 印
電話番号

次の事由により、市営住宅の家賃の徴収猶予を申請します。

現 在 の 家 賃	円
徴 収 猶 予 希 望 期 間	年 月 から 年 月 まで
徴収猶予を受けようとする理由	

(注) 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第23号(第20条関係)

市営住宅家賃減免決定通知書

年 月 日

団地 棟 号
様

大津市長



年 月 日付で申請のあった市営住宅家賃の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 減免額 円

2 減免後の家賃 円

3 減免期間 年 月から 年 月まで

4 摘要

(注) 虚偽の申請により家賃の減免を受けた場合は、減免の始期に遡って家賃を請求します。

様式第24号(第20条関係)

市営住宅家賃徴収猶予決定通知書

年 月 日

団地 棟 号
様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅家賃の徴収猶予については、下記のとおり決定したので通知します。

記

徴収猶予期間 年 月から 年 月まで

様式第25号(第21条関係)

大津市営住宅家賃領収済通知書

加入者名	大津市会計管理者	住所	
加入番号	031		
期定番号	期定年度	賦課年	賦課月
		納 付 期 限	

大津市 納付(入)書

加入者名	大津市会計管理者
口座番号	
氏 名	
市営住宅家賃	
期定番号	
期定年度	
納 付 年	
納 付 月	
住宅家賃	円
管理費和料	円
経 済 金	円
合計金額	円
納付期限	

加入者名	大津市会計管理者	住所	
加入番号	031		
期定番号	期定年度	賦課年	賦課月
		納 付 期 限	

大津市 納入通知書 兼 領収証書

加入者名	大津市会計管理者
口座番号	
氏 名	
市営住宅家賃	
期定番号	
期定年度	
納 付 年	
納 付 月	
住宅家賃	円
管理費和料	円
経 済 金	円
合計金額	円
納付期限	

加入者名	大津市会計管理者	住所	
加入番号	031		
期定番号	期定年度	賦課年	賦課月
		納 付 期 限	

大津市 納入通知書 兼 領収証書

加入者名	大津市会計管理者
口座番号	
氏 名	
市営住宅家賃	
期定番号	
期定年度	
納 付 年	
納 付 月	
住宅家賃	円
管理費和料	円
経 済 金	円
合計金額	円
納付期限	

様式第26号(第22条関係)

大津市営住宅家賃領収済通知書				大津市 納付(入)書		大津市 督促状 兼 領収証書																																																																																					
<table><tr><td>加入者名</td><td colspan="3">大津市金計管理者</td><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="3"></td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>国定番号</td><td>国定年度</td><td>国定年</td><td>国定月</td><td>納付期</td><td>期</td></tr></table>				加入者名	大津市金計管理者			口座番号		住所				氏名		国定番号	国定年度	国定年	国定月	納付期	期	<table><tr><td>加入者名</td><td colspan="2">大津市金計管理者</td></tr><tr><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>市営住宅番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>国定番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>国定年度</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>国定年</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>国定月</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住宅家賃</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>督促手数料</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>延滞金</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>納付期限</td><td colspan="2"></td></tr></table>		加入者名	大津市金計管理者		口座番号			氏名			市営住宅番号			国定番号			国定年度			国定年			国定月			住宅家賃			督促手数料			延滞金			納付期限			<table><tr><td>加入者名</td><td colspan="2">大津市金計管理者</td></tr><tr><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>国定年度</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>国定年</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>国定月</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住宅家賃</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>督促手数料</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>延滞金</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>納付期限</td><td colspan="2"></td></tr></table>		加入者名	大津市金計管理者		口座番号			氏名			国定年度			国定年			国定月			住宅家賃			督促手数料			延滞金			納付期限		
加入者名	大津市金計管理者			口座番号																																																																																							
住所				氏名																																																																																							
国定番号	国定年度	国定年	国定月	納付期	期																																																																																						
加入者名	大津市金計管理者																																																																																										
口座番号																																																																																											
氏名																																																																																											
市営住宅番号																																																																																											
国定番号																																																																																											
国定年度																																																																																											
国定年																																																																																											
国定月																																																																																											
住宅家賃																																																																																											
督促手数料																																																																																											
延滞金																																																																																											
納付期限																																																																																											
加入者名	大津市金計管理者																																																																																										
口座番号																																																																																											
氏名																																																																																											
国定年度																																																																																											
国定年																																																																																											
国定月																																																																																											
住宅家賃																																																																																											
督促手数料																																																																																											
延滞金																																																																																											
納付期限																																																																																											
<table><tr><td>支払金額</td><td>円</td><td>納付期</td><td>期</td></tr><tr><td>支払期</td><td>期</td><td>支払期</td><td>期</td></tr></table>				支払金額	円	納付期	期	支払期	期	支払期	期	<table><tr><td>合計金額</td><td>円</td></tr><tr><td>納付期限</td><td>期</td></tr></table>		合計金額	円	納付期限	期	<table><tr><td>国定年度</td><td>国定年</td><td>国定月</td></tr><tr><td>国定年</td><td>国定月</td><td>国定日</td></tr><tr><td>国定月</td><td>国定日</td><td>国定日</td></tr></table>		国定年度	国定年	国定月	国定年	国定月	国定日	国定月	国定日	国定日																																																															
支払金額	円	納付期	期																																																																																								
支払期	期	支払期	期																																																																																								
合計金額	円																																																																																										
納付期限	期																																																																																										
国定年度	国定年	国定月																																																																																									
国定年	国定月	国定日																																																																																									
国定月	国定日	国定日																																																																																									
大津市金計管理者 上記のとおり領収しましたので通知します。				大津市長 印		大津市長 印																																																																																					

様式第27号(第23条関係)

市営住宅家賃過誤納金還付通知書

年 月 日

様

大津市長

印

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第23条第1項の規定により、次のとおり過誤納金を還付します。

所 在 地			
住 宅 名	団地 棟 号		
過 誤 納 年 月	内 訳	家 賃(円)	督促手数料(円)
年 月 分	納 付 す べ き 額		
	納 付 済 額		
	過 誤 納 金		
	収 納 年 月 日	年 月 日	
	還 付 理 由		
還付金については、口座振込となりますので別紙口座振替依頼書の提出をお願いします。			
(注) 口座名義人が入居者以外である場合は、委任状が必要となりますのでご注意ください。			

様式第28号(第23条関係)

市営住宅家賃過誤納金充当通知書

年 月 日

様

大津市長 印

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第23条第3項の規定により、次のとおり過誤納金を充当します。

所 在 地						
住 宅 名	団地 棟 号					
過 誤 納 年 月	内 訳		家 賃(円)		督促手数料(円)	
年 月 分	納 付 す べ き 額					
	納 付 済 額					
	過 誤 納 金					
	収 納 年 月 日		年 月 日			
	充 当 理 由					
充 当 年 月	未 納 金		充 当 金		充当後未納額	
	家 賃	督促手数料	家 賃	督促手数料	家 賃	督促手数料
年 月 分	円	円	円	円	円	円
年 月 分	円	円	円	円	円	円
年 月 分	円	円	円	円	円	円
年 月 分	円	円	円	円	円	円
年 月 分	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円

様式第29号(第25条関係)

市 営 住 宅 不 使 用 届 出 書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所
申出者 団地 棟 号
氏 名 印

市営住宅を15日以上使用しないため、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

使用しない住宅	団地 棟 号	入居者	
不 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			
備 考			

(注) 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第30号(第25条の2関係)

市営住宅一部用途変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所 _____
申請者 _____ 団地 棟 号
氏 名 _____ ㊞
電話番号 _____

市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用したいので、次のとおりその承認を申請します。

併 用 の 用 途		
併 用 の 理 由		
併 用 す る 部 分		平面図を2部添付すること
併 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
※調査日	年 月 日	
※調査員		
※処 理		

- (注) 1 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。
- 2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第31号(第25条の2関係)

市営住宅一部用途変更承認・不承認通知書

年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の一部の用途を変更することについて、次のとおり承認・不承認の決定をしたので通知します。

承認に係る条件	
併用を認める部分	
併用を認める用途	
併用を認める期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	
不承認の理由	

様式第32号(第26条関係)

市営住宅 模様替え
増 築 工事承認申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所
申請者 団地 棟 号
氏 名 ㊟
電話番号

市営住宅の 模様替え
増 築 工事をしたいので、次のとおり承認を申請します。

模様替え・増築部分の 名 称 又 は 用 途			
模様替え 増 築 の 理 由			
模様替え 増 築 部分の	面積		配置図 平面図 〔各2部添付し てください。〕
	箇所		
	構造		
施 工 年 月 日		着工 年 月 日 完工 年 月 日	
※調査日 年 月 日			
※調査員			
※処 理			

(注) 1 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。
2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第33号(第26条関係)

市営住宅 模様替え増築 工事承認・不承認通知書

年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の模様替え・増築工事について、次のとおり承認・不承認の決定をしたので通知します。

承認に係る条件		
模様替え増築 部分の名称及び用途		
模様替え増築 部分の	面積	
	構造	
施工期間		年 月 日から 年 月 日まで
その他 (1) 承認した申請図面のとおりに施工し、工事完了時に市の検査を受けること。 (2) 模様替え増築 による費用は全て申請者の負担とする。 (3) 市において撤去の必要が生じた場合は、いつでも申請者の負担で原状に復すること。 (4) 住宅を明け渡すときは、申請者の負担において原状に復するか、又は撤去すること。		
不承認の理由		

様式第34号(第28条関係)

高額所得者認定通知書

年 月 日

様

大津市長



あなたの収入月額、次のとおりであり、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第28条の3に規定する高額所得者になります。

したがって、同条例第29条の規定による住宅の明渡請求をすることができる高額所得者に認定したので通知します。

年度		
所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

年度		
所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

続柄	収入該当者	所 得 額	1,248千円 控除後金額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

収入月額が313,000円を超えた場合に高額所得者になります。

様式第35号(第28条関係)

高額所得者の認定に関する意見書

(あて先)
大津市長

年 月 日

住 所
団地名 団地 棟 号
氏 名 (印)
電話番号

私は、 年度高額所得者として認定されましたが、下記事由により収入月額が減少し、高額所得者に該当しなくなるので、認定の見直しを収入の額を証明する書類を添えて申し出ます。

記

収入月額減少理由

(注) 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第36号(第29条関係)

高額所得者住宅明渡期限延長申出書

(あて先)
大津市長

年 月 日

住 所
団地名 団地 棟 号
氏 名 ①
電話番号

私は、 年度高額所得者として認定され、市営住宅を明け渡さなければなりません
が、下記の事由により明渡期限の延長を申し出ます。

記

1 延長の理由

2 明渡しの延長希望日 年 月 日(必ず記入してください。)

(注) 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第37号(第29条関係)

高額所得者住宅明渡期限延長通知書

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申出のあった高額所得者住宅明渡期限の延長について、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第4項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 延長後の明渡期限 年 月 日

2 延期する条件

- (1) 明渡期限までに市営住宅を明渡すこと。
- (2) その他大津市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則に基づく指示を固く守ること。

様式第38号(第30条関係)

(表)

市 営 住 宅 再 入 居 申 出 書

年 月 日

申込団地名 団地 号棟 号室

(宛先)

大津市長

市営住宅 団地の建替えに伴い新たに整備される市営住宅への入居を申し出ます。

申込者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

本人及び同居親族	続柄	氏 名	生年月日	勤務先又は職業	所 得 金 額
	本人				
別養親族 居扶族					
※調 査 日		年 月 日		調 査 員	
※備考					

(注) 1 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

2 ※の欄には、記入しないでください。

(裏)

収 入 月 額 計 算 書

$$\begin{aligned} & \text{所 得 金 額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{給 与 年 金 控 除} + \text{同 居・別 居 親 族 扶 養 控 除} \\ (100,000\text{円} \times \text{人}) + (380,000\text{円} \times \text{人}) \end{array} \right. \\ & + \text{老 人 扶 養 控 除} + \begin{array}{l} 16\text{歳以上}23\text{歳未満の者} \\ \text{に 係 る 扶 養 控 除} \end{array} + \text{障 害 者 控 除} \\ & (100,000\text{円} \times \text{人}) + (250,000\text{円} \times \text{人}) + (270,000\text{円} \times \text{人}) \\ & + \left. \begin{array}{l} \text{特 別 障 害 者 控 除} + \text{寡 婦 控 除} + \text{ひ と り 親 控 除} \\ (400,000\text{円} \times \text{人}) + (270,000\text{円} \times \text{人}) + (350,000\text{円} \times \text{人}) \end{array} \right\} \\ & \div 12 = \boxed{} \text{円} \end{aligned}$$

(注) 「所得金額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第2編第2章第1節から第3節までの例により算出したものをいう。

様式第39号(第31条関係)

市 営 住 宅 明 渡 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

団地名 団地 棟 号室
入居者 _____ 印
届出人 住所 _____
氏名 _____ 印
(入居者との続柄)
電話番号 _____

住宅を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。

明 渡 年 月 日	年 月 日		
移 転 先			
明 渡 理 由			
模様替え、増築 等に対する処置			
使 用 料	完 納	未 納	未 納 金 の 納 付 方 法
(割増賃料)		月分	
		円	
調査員意見			
氏 名 印			
処理			

(注) 入居者及び届出人の欄には、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。

(裏)

残 存 物		
修 繕 箇 所	入居者 負担分	
	大津市 負担分	
鍵 そ の 他		

年 月 日

市 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書
(社会福祉事業関係)

(あて先)
大津市長

申請者 住所
氏名
(法人名)
電話

印

市営住宅を使用したいので、次のとおりその許可を申請します。

使用申請団地名	団地 棟 号
事業の概要	
法人の場合その概要	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	法人の資格証明書
※大津市福祉事務所長の副申書を添付すること。	

様式第41号(第33条関係)

年 月 日

市 営 住 宅 使 用 許 可 書
(社会福祉事業関係)

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用については、次の条件を付して許可します。

使用許可する市営住宅の内容	団 地 名	団地 棟 号		
	所 在			
	面 積	m ²	間 取 り	
	建 築 年 度	年度	構 造 等	
使 用 料(月額)	円			
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
許 可 条 件				

様式第42号(第33条関係)

年 月 日

市営住宅使用不許可決定通知書
(社会福祉事業関係)

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用については、下記の理由により不許可とします。

記

不許可の理由

様式第43号(第34条関係)

市営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所 大津市
団地名 _____ 団地 棟 号室
氏 名 _____ ㊞
電話番号 _____

市営住宅 団地の駐車場を使用したいので、次のとおりその許可を申請します。

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
車 種	
標 識 番 号	
※処理	

(注) 1 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。
2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第44号(第34条関係)

市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 許 可 証

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった市営住宅 団地駐車場の使用について

は、次の条件を付して許可する。

駐車場の区画	団地駐車場第 番区画
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	月額 円
納 入 期 限	毎月末
納 入 方 法	
そ の 他 1 駐車を第三者に転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。 2 駐車場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置してはならない。 3 駐車を自動車の駐車場以外の用途に供しないこと。 4 駐車場に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込んではならない。 5 使用を許可された区画以外を使用してはならない。 6 駐車場に保管する自動車の保有者(購入予定者を含む。)は、該当団地の入居者又は同居者で自ら使用するものであること。 7 使用料を滞納しないこと。 8 市長が駐車場の維持保全上必要と認めて指示する事項については、速やかに従い履行すること。 9 駐車場で生じた事故若しくは駐車場に関連して生じた紛争又は風水害等自然条件により被る損害については、すべて自動車所有者の責任において解決すること。 10 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消す。 11 複数区画の使用を許可されている者は、同一団地内の他の入居者が1区画目の駐車場の使用許可の適正な申請があったときは、1区画以外に許可されている区画を市長が指示する期限内に明け渡さなければならない。 12 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、駐車場及びその付帯施設を滅失又はき損したときはこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。	

様式第45号(第36条関係)

市営住宅駐車場の使用許可取消し及び明渡請求通知書

年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで許可した市営住宅駐車場の使用について、下記の理由により、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第48条の規定に基づき使用許可を取り消しますので、速やかに明渡しされるよう通知します。

記

- 1 使用許可を取り消す駐車場 団地駐車場 番区画
- 2 駐車場明渡し期限
- 3 使用許可を取り消す理由

様式第46号(第37条関係)

市 営 住 宅 駐 車 場 明 渡 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所 大津市

団地名 団地 棟 号室

氏 名 印

電話番号

市営住宅駐車を次のとおり明渡します。

また、明渡日までの駐車場使用料で未払いの分があれば遅滞なく支払います。

明 渡 年 月 日	年 月 日	
明 渡 理 由		
明 渡 駐 車 場	団地駐車場	番区画
※処理		受付印

(注) 1 氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。

2 ※の欄には、記入しないでください。

様式第1号（第3条関係）

（平9規則78・全改、平12規則31・平20規則67・平28規則89・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平9規則78・全改、平12規則31・平20規則67・平28規則89・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平9規則78・全改、平12規則31・平12規則93・平13規則55・平20規則67・平23規則1・令3規則57・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平25規則33・全改）

様式第5号（第8条関係）

（平9規則78・全改、平20規則67・平25規則33・一部改正）

様式第6号（第13条関係）

（平9規則78・全改、平15規則27・平20規則67・平25規則33・令2規則77・令3規則48・一部改正）

様式第7号（第13条関係）

（平9規則78・追加、平12規則31・平20規則67・一部改正）

様式第8号（第14条関係）

（平9規則78・追加、平20規則67・令2規則77・令3規則48・一部改正）

様式第9号（第14条の2関係）

（平9規則78・追加、平25規則33・平31規則25・令3規則48・一部改正）

様式第10号（第15条関係）

（平9規則78・追加、平12規則31・平20規則67・平28規則89・平31規則25・一部改正）

様式第11号（第16条関係）

（平9規則78・追加、平12規則31・平20規則67・平28規則89・平31規則25・一部改正）

様式第12号（第17条関係）

（平9規則78・追加、平12規則31・平20規則67・平27規則1・平28規則89・一部改正）

様式第12号の2（第17条の2関係）

(平17規則106・追加、平20規則67・平28規則89・一部改正)

様式第12号の3 (第18条の2関係)

(平11規則75・追加、平12規則31・平13規則55・一部改正、平17規則106・旧様式第12号の2繰下、平20規則67・平23規則1・平25規則33・令3規則57・一部改正)

様式第12号の4 (第18条の2関係)

(平25規則33・全改)

様式第13号 (第19条関係)

(平9規則78・追加、平10規則71・平11規則75・平12規則31・平13規則55・平20規則67・平23規則1・平25規則33・令3規則57・一部改正)

様式第14号 (第19条関係)

(平25規則33・全改)

様式第15号 (第19条の2関係)

(平29規則87・全改、令2規則77・令3規則57・一部改正)

様式第16号 (第19条の2、第27条、第28条関係)

(平9規則78・追加、平20規則67・平23規則1・平25規則33・令3規則57・一部改正)

様式第17号 (第19条の2、第27条関係)

(平9規則78・追加、平20規則67・平23規則1・平25規則33・令3規則57・一部改正)

様式第18号 (第19条の2、第27条関係)

(平9規則78・追加、平12規則31・平17規則106・平20規則67・一部改正)

様式第19号 (第19条の2関係)

(平25規則33・全改、令3規則57・一部改正)

様式第20号 (第19条の2関係)

(平25規則33・全改、令3規則57・一部改正)

様式第21号 (第20条関係)

(平25規則33・全改)

様式第22号 (第20条関係)

(平 2 5 規則 3 3 ・全改)

様式第 2 3 号 (第 2 0 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 2 5 規則 3 3 ・一部改正)

様式第 2 4 号 (第 2 0 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 2 5 規則 3 3 ・一部改正)

様式第 2 5 号 (第 2 1 条関係)

(令 2 規則 1 1 1 ・全改)

様式第 2 6 号 (第 2 2 条関係)

(令 2 規則 1 1 1 ・全改)

様式第 2 7 号 (第 2 3 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 2 9 規則 5 1 ・令 2 規則 7 7 ・一部改正)

様式第 2 8 号 (第 2 3 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 2 9 規則 5 1 ・令 2 規則 7 7 ・一部改正)

様式第 2 9 号 (第 2 5 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 1 2 規則 3 1 ・平 2 0 規則 6 7 ・平 2 8 規則 8 9 ・一部改正)

様式第 3 0 号 (第 2 5 条の 2 関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 1 2 規則 3 1 ・平 2 0 規則 6 7 ・平 2 8 規則 8 9 ・一部改正)

様式第 3 1 号 (第 2 5 条の 2 関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加)

様式第 3 2 号 (第 2 6 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 1 2 規則 3 1 ・平 2 0 規則 6 7 ・平 2 8 規則 8 9 ・一部改正)

様式第 3 3 号 (第 2 6 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 2 5 規則 3 3 ・一部改正)

様式第 3 4 号 (第 2 8 条関係)

(平 2 1 規則 8 9 ・一部改正、平 2 5 規則 3 3 ・全改)

様式第 3 5 号 (第 2 8 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 1 2 規則 3 1 ・平 2 0 規則 6 7 ・一部改正)

様式第 3 6 号 (第 2 9 条関係)

(平 9 規則 7 8 ・追加、平 1 2 規則 3 1 ・平 2 0 規則 6 7 ・一部改正)

様式第 3 7 号 (第 2 9 条関係)

(平9規則78・追加)

様式第38号(第30条関係)

(平9規則78・追加、平12規則31・平12規則93・平13規則55・平20規則67・平23規則1・令3規則57・一部改正)

様式第39号(第31条関係)

(平9規則78・追加、平12規則31・平20規則67・平28規則89・令3規則57・一部改正)

様式第40号(第33条関係)

(平9規則78・追加、平20規則67・一部改正)

様式第41号(第33条関係)

(平9規則78・追加)

様式第42号(第33条関係)

(平9規則78・追加)

様式第43号(第34条関係)

(平9規則78・追加、平12規則31・平20規則67・平28規則89・一部改正)

様式第44号(第34条関係)

(平9規則78・追加)

様式第45号(第36条関係)

(平9規則78・追加、平25規則33・一部改正)

様式第46号(第37条関係)

(平9規則78・追加、平12規則31・平20規則67・平28規則89・一部改正)